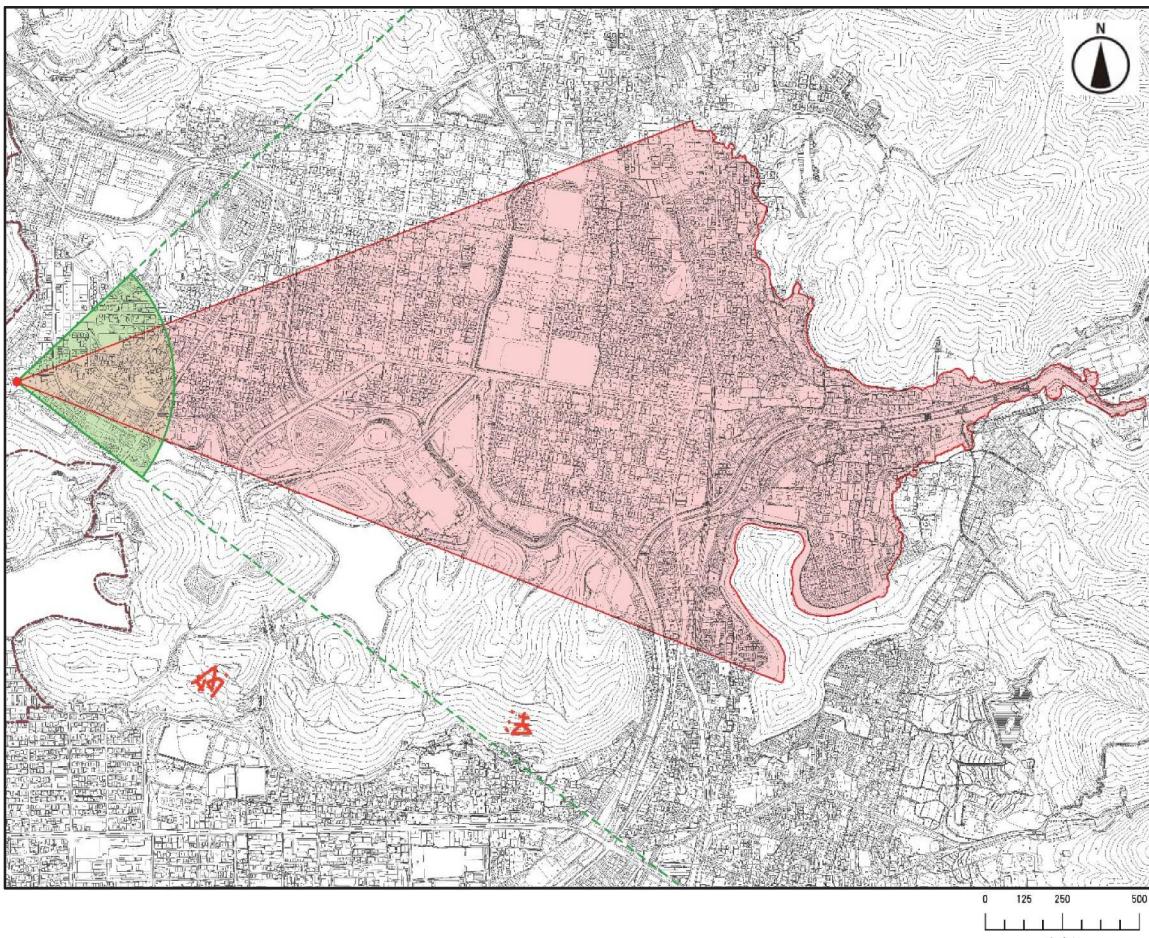


(34) 円通寺



●保全区域の範囲

凡例	区域の種別	区域の範囲
●	視点場	円通寺「御幸御殿」の点
■	眺望空間保全区域	視点場から比叡山の方向を見てそれぞれ最内側の左の柱上の点を通り引いた直線と右の柱上の点を通り引いた直線とで挟まれた範囲
■	近景デザイン保全区域	視点場から円通寺庭園内の生け垣のそれぞれ北の角を通り引いた直線と南の角を通り引いた直線とで挟まれた、視点場からの水平距離が500m以内の範囲
■	遠景デザイン保全区域	視点場からそれぞれ円通寺庭園内の生け垣の北の角を通り引いた直線と南の角を通り引いた直線とで挟まれた範囲(近景デザイン保全区域を除く。)

●保全区域の基準

眺望空間保全区域		・建築物等の各部分は、標高110.2mを超えないこと。
近景デザイン保全区域		<p>1 建築物等は、円通寺の「御幸御殿」から庭園を眺めるとき、その背景にある比叡山を当該庭園の一部として一体的に取り込んだ良好な景観を阻害してはならない。</p> <p>2 建築物等は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p>
形態・意匠	屋根	<ul style="list-style-type: none"> 特定勾配屋根とすること。形状は、切妻、寄棟又は入母屋とする。 日本瓦又は銅板で葺かれていること。
		<ul style="list-style-type: none"> 塔屋を設げないこと。 建築物等の各部は、借景としての比叡山の良好な眺めを阻害しないものとすること。
色彩		<ul style="list-style-type: none"> 建築物等の外壁、屋根等の色彩は、禁止色を用いないこととし、山並みとの調和に配慮したものとすること。
	その他	<ul style="list-style-type: none"> 良好な庭園からの眺めの保全に支障となる建築設備、工作物等を設けないこと。
遠景デザイン保全区域		<ul style="list-style-type: none"> 建築物等の外壁、屋根等の色彩は、禁止色を用いないこととし、山並みとの調和に配慮したものとすること。

